

契約担当官
陸上自衛隊富士学校
会計課長 北川 陶子

陸上自衛隊富士駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積り依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づき手続きが必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積り依頼であり、有効な見積り書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積り書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連番号	件名	納入(履行)場所	納期(履行期限)	見積り依頼書公表日	見積り書提出期限	見積り合わせの日時	防衛省競争参加資格	備考
P20	3 2 5 号情報学校エレベーター保守点検	仕様書のとおり	仕様書のとおり	8.2.2	8.2.27 0820	8.2.27 0820	陸上自衛隊オープンカウンター方式実施要項による。	

4 決定方式 総額契約

- 5 市価調査依頼
見積りの提出をする際は事前に市価調査の提出をお願いします。

- 6 内訳書、仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問い合わせ先及び提出先
〒410-1432
住所 静岡県駿東郡小山町須走481-27
契約機関名 陸上自衛隊富士駐屯地 会計課(担当 小久保)
電話番号 0550-75-2311 (内線2232・2233)
FAX番号 0550-75-2445(直通)

見 積 書

件名リスト一連番号	P20
-----------	-----

見 積 金 額 ¥

(税抜)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
325号情報学校エレベータ保守点検	仕様書のとおり	ST	1		
納入(履行)場所	仕様書のとおり		納期(履行期間)		仕様書のとおり
			入札(見積)書有効期間		

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積りいたします。
 また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

8.2.27

契約担当官

陸上自衛隊富士学校

会計課長 北川 陶子 殿

住 所
 会 社 名
 代 表 者 名

市価調査表

¥

(税抜)

詳細な内訳書の提出をお願いします。
人件費、労務費、材料費、交通費等(様式は任意)

品名	規格	単位	数量	単価	金額
325号情報学校エレベータ 保守点検	仕様書のとおり	ST	1		

契約担当官

陸上自衛隊富士学校

会計課長 北川 陶子 殿

住 所

会 社 名

代 表 者 名

調達要求番号：6KS81A50011

陸上自衛隊仕様書	
物品番号	仕様書番号
エレベータ保守点検	FS-Z210011
	作成 令和6年1月12日
	変更
	作成部隊等名 富士学校管理部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊富士駐屯地内において実施するエレベータ保守点検について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001の1.2及びGLT-CG-Z500002の1.2及び建設保全業務共通仕様書 最新版による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

○仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

建設保全業務共通仕様書 最新版

2 保守点検に関する要求

2.1 保守点検の種類

点検、整備等の種類については調達要領指定書により指定する。

2.2 保守点検対象エレベータ規格及び数量

点検、整備品の機器、建物番号等は、調達要領指定書により指定する。

2.3 点検項目、内容、周期

点検項目、内容、周期については調達要領指定書により指定する。

2.4 場所

a) 静岡県駿東郡小山町481-27 陸上自衛隊富士駐屯地内

b) 細部については調達要領指定書により指定する。

2.5 実施予定日等

実施予定日等については調達要領指定書により指定する。

2.6 実施要領等

a) 契約締結後、監督官と協議して作業工程表を作成し、監督官に提出する。

b) 作業不能日

(1) 定期点検は、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始休暇を作業不能日とする。

調達要求番号：6KS81A50011

- (2) 定期点検の作業時間は、(8時30分)～(17時00分)とする。ただし、これを越える時間については、監督官と協議するものとする。
- (3) 上記2項は故障等に伴う臨時点検作業を除く。

3 一般的要求事項

- a) 本役務は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築保全業務共通仕様書(最新版)及び事項に定めるところにより適正に行うこと。
- b) 国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課保全指導室監修の建築保全業務報告書作成の手引き(最新版)に基づき点検結果報告書を提出すること。
- c) 本役務で使用する電気、水道、役務に必要な工具及び器材類等は、請負者の負担とする。
- d) 請負者は、現場管理者を指名し、関係法令に従って工程管理及び役務に従事する者の技術上の指導監督を行うと共に火災、盗難、その他災害の防止に十分な注意を払う。又、役務実施場所においては、常に整理整頓に心がけ、危険個所の点検を行う際の事故防止に努め、監督官の指定した場所以外に立ち入らないこと。
- e) 発生材のうち金属類は所定の様式とともに監督官の指示する場所へ搬入する。
- f) 請負者は、施設及び物品に損傷を与えないように必要な養生を施すものとする。やむを得ず施設及び物品に損傷を与えた場合はすみやかに監督官に報告するとともに速やかに復旧する。この場合における復旧費用並びにその被害による損害補償は請負者の負担において行う。

4 特記事項等

特記事項等については、調達要領指定書による。

5 提出書類

- a) 次の各項を記載した保守点検計画書
 - ・局地的緊急対応体制
 - ・役務期間中の点検予定日
 - ・緊急連絡体制
 - ・故障時の対応要領
 - ・部品供給体制
 - ・その他
- b) 打合せ簿
- c) 現場代理人指名通知書
※点検に必要な資格を有する者とし、その写しを添付
- d) 点検報告書
 - (1) 定期及び臨時点検報告書(様式随意)
 - (2) 定期点検(法定点検)報告書
- e) 写真(サービス版カラー)
※修理及び交換を要する個所その他監督官の指示する個所を撮影し、A4S版(サービス版)に整理し提出する。
- f) その他提出要領については、調達要領指定書により指定する。

6 留意事項

- a) 施設利用者及び自己の作業員の安全管理について万全を期するものとする。
- b) 本役務実施場所は執務中の庁舎であることを考慮し、監督官の指示に従い実施すること。

調達要求番号：6KS81A50011

7 仕様書等に関する疑義

請負者は、図面・仕様書との内容に相違がある場合や、明示のない場合及び疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。

8 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領によるほか、契約の相手方は定期並びに臨時のエレベータ保守点検作業後、監督官に作業報告書（様式随意）を提出する。

調達要領指定書	調達要求書発簡番号	
	調達要求番号	6KS81A50011
	調達要求年月日	令和8年1月19日
	作成部課	富士学校管理部
	作成年月日	令和8年1月19日
品名	325号情報学校エレベータ保守点検	
仕様書番号	FS-Z210011	

指定事項：

2.1 保守点検の種類に関する要求事項

2.1 保守点検の種類

保守種類：FM

2.2 保守点検対象エレベータ規格及び数量

保守点検対象エレベータの規格及び数量は、表1による。

表1－保守点検対象エレベータ規格及び数量

場所	規格	数量	備考
325号 情報学校	製造所：三菱電機 型式：VBGLBJB P-9-CO 4停止 形式：乗用エレベータ JIS：P-9-CO 配置：並設 操作方法：群乗合全自動方式 積載量・定員：600kg・9人乗り 定格速度：60m/min 安全装置：戸開走行保護装置、インターホン 運転制御：地震時、火災時、停電時及びピット冠水時	2基	

2.3 点検項目、内容、周期

- a) 保守点検対象エレベータの点検項目、内容は、建設保全業務共通仕様書 最新版、7. 2. 6項、機械室なしエレベータを適用する。

周期は、周期Aに加えて人事院規則の適用を受けるエレベータを適用する。

- b) 保守点検対象エレベータの点検時期は、表2による。

表2－保守点検対象エレベータ点検時期

項目・時期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1カ月点検	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3カ月点検			○			○			○			○
6カ月点検						○						○
1年点検						○						

凡例

○：実施項目を示す。

2.4 場所

別図による。

2.5 実施予定日等

- a) 実施予定日は令和8年4月1日～令和9年3月31日
- b) 保守点検対象エレベータの現地点検に伴い、保守点検対象エレベータが停止する作業は、事前に監督官と協議のうえ実施すること。
- c) 保守点検対象エレベータに異常が発生した場合、現地点検を実施すること。この際、監督官の求めに応じるほか、監督官へ実施予定時期を通知すること。

4 特記事項

a) 遠隔点検

通信回線等を使用してエレベータの異常や不具合の有無を常時監視する。

b) 局地的緊急対応体制等

局地的な大規模災害や大規模事故等が発生した場合に備え、契約者が設ける「統括故障受付窓口」は全国に複数ヵ所（東日本、西日本それぞれ1個所以上）設置し、いずれか1ヵ所が機能を喪失した場合においても他の「統括故障受付窓口」がその機能を補完し、保守点検対象エレベータの保守点検体制を確保可能な体制を維持すること。

c) 地震感知器作動に伴う運転休止後の処置

地震感知器が作動し、エレベータが運転休止した後、一定時間内に停止時感知した加速度より大きな揺れがなかった場合、遠隔点検により自動診断運転を実施し、運転に支障が無いと判断できた場合は復旧させる。なお、本復旧のため速やかに作業員を急行させる処置をとること。

d) 部品供給体制

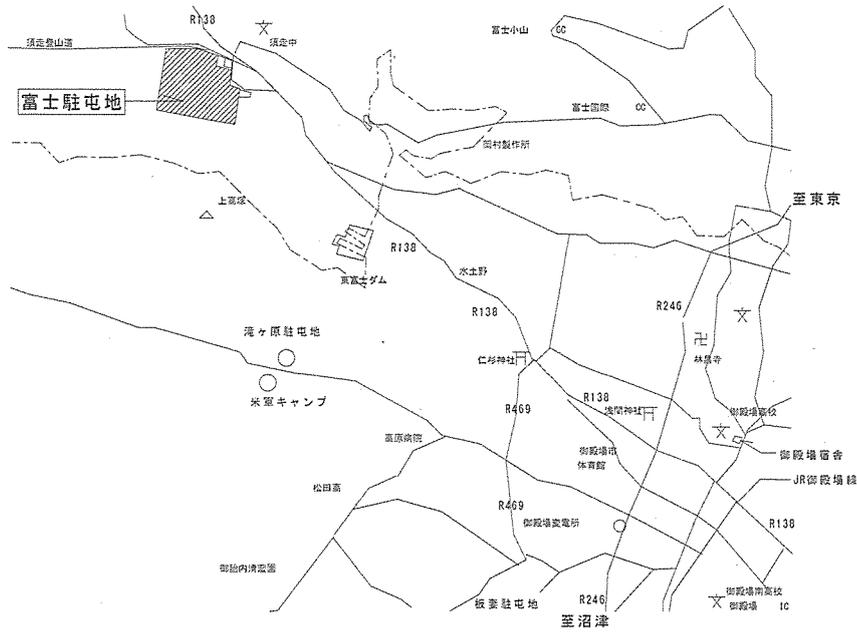
保守点検対象エレベータの製造所が指定する部品の部品供給体制を確立し、速やかに復旧する可能な体制を維持すること。

e) 点検作業は1基ごととし、他のエレベータを使用可能な状態で実施する。点検実施エレベータは、その旨を表示しエレベータ利用者へ周知すること。

5 提出書類

当該役務に必要な書類の提出先は、契約担当官が指定する監督官へ速やかに提出すること。また、別途費用を要する異常が発生した場合、修理見積書を添えて監督官へ提出する。

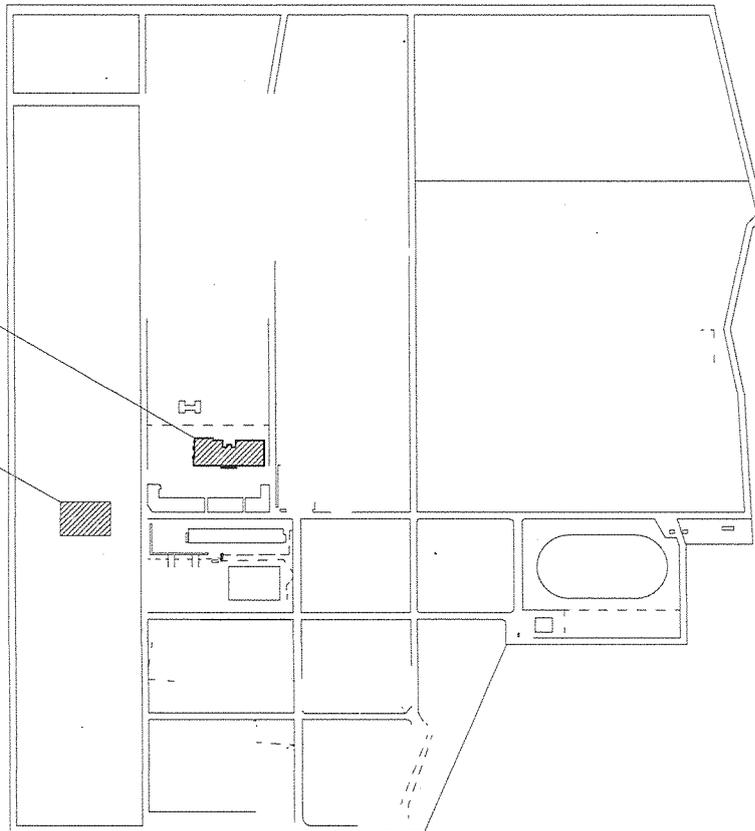
2.4 場所 別図



案内図 S = 1 : X

調整先：管理部営繕課

325号情報学校



配置図 S = 1 : X